

岩手県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成22年1月8日

岩手県収用委員会

会長 野村 弘

- 1 起業者の名称 岩手県
- 2 事業の種類 一般国道284号改築工事（真滝バイパス・岩手県一関市滝沢字鶴ヶ沢地内から同市滝沢字鶴ヶ沢地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県一関市滝沢字鶴ヶ沢	76番	ため池	m <sup>2</sup> 847	m <sup>2</sup> 847.36	m <sup>2</sup> 594.09	ため池	別図に赤色で表示する部分

- 4 土地所有者の氏名及び住所 不明。ただし、土地登記簿標題部所有者 菅原熊治外7名
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成22年1月5日

備考 「別図」は省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。